

岡山大学設備リユース仲介 WEB システム利用規約

平成 30 年 1 月 24 日

設備・技術サポート推進室

(目的)

第1条 この規約は、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室(以下「推進室」という。)が管理・運営する岡山大学設備リユース仲介 WEB システム(以下「リユースシステム」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 リユースシステムを利用することができる者は、本学並びに本学以外の大学及び学術研究組織(企業等の研究所等を含む。)に所属する者とする。

(学内者利用)

第3条 岡山大学(以下「本学」という。)に所属する者でリユースシステムの利用を希望する者は、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室長(以下「推進室長」という。)にリユースシステムより登録を WEB 申請する。

2 推進室長は、前項の申請について適当と認めた者(以下「学内利用者」という。)にリユースシステムを利用するための ID 及びパスワードを交付する。

(学外者利用)

第4条 本学以外の大学及び学術研究組織(以下「学外機関又は組織」という。)のリユースシステムの利用に関しては、以下に定めるところによる。

- 一 学外機関の長または当該機関の研究設備をとりまとめる組織(設備サポートセンター、学部等)の長(以下「学外機関等の長」という。)は、推進室長に利用申請書(別紙様式1)を提出する。
- 二 推進室長は、前号の申請について適当と認めた学外機関等の長にリユースシステムを利用するための ID とパスワードを1セット交付する。
- 三 学外機関等の長は、リユースシステムの利用を希望する構成員(以下「学外利用者」という。)に前号により交付された ID 及びパスワードを配布するとともに、推進室長に利用者登録一覧表(別紙様式 2)を提出する。
- 四 学外利用者が保持する ID 及びパスワードの管理責任は、当該学外機関等の長が負う。

(推進室の業務)

第5条 推進室は、利用者に対して、以下に掲げる業務を行う。

- 一 利用者が、リユースシステムに登録された設備の提供者に対して、問合せを行うことができるフォームを提供する。
- 二 利用者が、入手を希望する設備の情報をリユース要望欄に掲載し公開する。
- 三 利用者が、提供可能な設備の情報をリユース提供欄に掲載し公開する。

(利用に当たっての留意事項)

第6条 学内利用者及び学外利用者(以下「利用者」という。)は、リユースシステムの利用に関し、以下に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 設備状況の見学の可否や設備移設の方法、移設費用等については、利用者間で確認・相談すること。
- 二 設備の移設・移管等に必要な事務手続き等については、利用者間で確認・相談の上、利用者が所属する機関又は組織の規程等に則り対応すること。
- 三 購入時の財源により、移設・移管ができない設備がある。このため、利用者は、設・移管が可能な設備かどうかの確認を行った上で、リユースシステムに設備を登録すること。
- 四 推進室がリユースシステム実績調査(リユース成立後の設備の利用状況、リユースが成立しないまま公開終了した設備の状況等)を実施する際には、協力すること。
- 五 リユースシステムを利用して移設・移管された設備の瑕疵について、推進室は一切の責任を負わないこと。

(設備に関する情報の公開又は非公開)

第7条 学内又は学外利用者(以下「利用者」という。)から提供されたリユース又はリサイクルが可能な設備の情報について、リユースシステム上の公開又は非公開の取扱いは、以下に定めるとおりとする。

- 一 設備名、設備写真及び設備の所在市町村については、一般に公開する。
- 二 設備の概要や状態、設備を提供した利用者の所属研究組織名等については、利用者のみ公開とする。
- 三 設備を提供した利用者の氏名及びメールアドレスは、非公開とする。

(利用に当たっての遵守事項)

第8条 利用者は、リユースシステムを利用するにあたり、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用システムの利用により知り得た情報を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 二 リユースシステムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。
- 三 営利を目的とした利用を行ってはならない。
- 四 本規約及び推進室が定める事項。

(利用の取消)

第9条 推進室長は、前条に違反したと認められる利用者に対し、その利用を中止させることができる。

(利用料金)

第10条 利用者は、リユースシステムの利用に係る経費を負担しない。

附 則

- 1 この規約は、平成 30 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に ID 及びパスワードを付与されている者は、この規約の施行の日に、第 8 条第 2 項により、推進室長が認めた学内利用者とみなす。